令和６年第１回

西 予 市 議 会 臨 時 会 議 案

令和６年５月17日

西　　予　　市

目　　次

議案番号	件　　名	備　考
承認第４号	専決処分第４号の承認を求めることについて(令和５年度西予市一般会計補正予算(第14号)	別冊
承認第５号	専決処分第５号の承認を求めることについて(西予市税条例の一部を改正する条例制定について)	1
承認第６号	専決処分第６号の承認を求めることについて(西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)	16
議案第56号	周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について	19
議案第57号	令和６年度西予市一般会計補正予算(第１号)	別冊
議案第58号	西予市公平委員会委員の選任について	21
議案第59号	西予市監査委員の選任について	22
議案第60号	西予市監査委員の選任について	別紙
議案第61号	西予市教育委員会委員の任命について	23

承認第４号

専決処分第４号の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年５月17日提出

西予市長　管　家　一　夫

専決第４号

令　和　５　年　度

西 予 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 １４ 号 ）

１　一般会計補正予算総則

２　繰越明許費補正

専決第４号

令和５年度　西予市一般会計補正予算（第 14 号）

令和５年度西予市一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条　繰越明許費の変更は、「第１表　繰越明許費補正」による。

上記は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により専決する。

令和６年３月 29 日

西予市長　　管　家　一　夫

第 1 表　繰 越 明 許 費 補 正

変　更　　（単位：千円）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3　民生費	1　社会福祉費	物価高騰対応重点支援事業（社会福祉費）	1,674	物価高騰対応重点支援事業（社会福祉費）	3,226

承認第５号

専決処分第５号の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年５月17日提出

西予市長　　管　家　一　夫

提案理由

地方税法の一部を改正する法律、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため専決処分したものである。

専決第５号

西予市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例の制定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第１項の規定により専決処分する。

令和６年３月31日

西予市長　管　家　一　夫

西予市税条例の一部を改正する条例

西予市税条例(平成16年西予市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第23条第３項中「この項及び第31条第２項の表第１号において」を削り、「同号」を「第31条第２項の表第１号」に改める。

第34条の７第１項第３号イ中「特定公益信託」を「公益信託」に、「支出する金銭」を「支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第51条第１項に次のただし書を加える。

ただし、第４号から第６号までに掲げるものについては、当該法人が収益事業を営む場合を除く。

第51条第１項中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

（５）　地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体

（６）　特定非営利活動促進法(平成10年法律第７号)第２条第２項に規定する法人

第51条第２項中「によって」を「により」に改め、「前７日」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　その前年度において第１項の規定によって同項第５号に掲げるものが法人の市民税の減免を受けたものについては、均等割額の算定期間において法人の市民税の減免の事由に異動がないと市長が認める場合に限り、納期限までに前項の規定による申請書及びその添付書類の提出があったものとみなして、第１項の規定を適用する。

第56条中「第64条第４項」を「第152条第５項」に改める。

第71条第２項中「によって」を「により」に改め、「前７日」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改

める。

第73条の２第１項中「300円」を「100円」に改める。

第139条の３第２項中「によって」を「により」に改め、「前７日」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の３第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第５条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第314条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２　前項前段の場合において、第34条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３　第１項の規定は、令和６年度分の第36条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると

市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第６条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

附則第７条の４を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項(法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

附則第７条の４の２を削る。

附則第７条の５を次のように改める。

(令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第７条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第７条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の３、第34条の６から第34条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、前条及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第34条の７第２項、第47条の５第１項及び前条の規定の適用については、第34条の７第２項及び前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第47条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

附則第７条の５の次に次の３条を加える。

(令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第７条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

（２）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第40条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

（３）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。

（４）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第47条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第７条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、第47条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

（１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」とい

う。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を２で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第１期分金額」という。)に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。)は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同

年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（４）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月１日から翌年の１月31日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（５）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の１月31日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第47条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附

則第７条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第１項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

（１）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を３で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月１日から翌年の１月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の１月31日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の第47条の５第２項の規定により読み替えられた第47条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第47条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の個人の市民税につき第47条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の12第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の３、第34条の６から第34条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第34条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の９第１項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第10条の２第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第３号ハ」を「附則第15条第25項第４号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第３号ロ」を「附則第15条第25項第４号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第３号イ」を「附則第15条第25項第４号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第２号ハ」を「附則第15条第25項第３号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第２号ロ」を「附則第15条第25項第３号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第２号イ」を「附則第15条第25項第３号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の１項を加える。

14　法附則第15条第25項第２号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は７分の６とする。

附則第10条の２第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条

第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の１項を加える。

24　法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は２分の１とする。

附則第10条の３第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第７条第17項」を「附則第７条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第７条第16項各号」を「附則第７条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第７条第11項各号」を「附則第７条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第７条第10項各号に規定する」を「附則第７条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第７項を第８項とし、第３項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、法附則第15条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第15条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第11条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第２項及び第３

項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第15条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

附則第16条の３第３項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の４第３項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第３項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第５項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第

７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の２第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の２第５項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の３第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の３第５項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第56条の改正規定　令和７年４月１日

（２）　第34条の７第１項の改正規定、附則第４条の２を削る改正規定及び次条の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第　号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の西予市税条例第34条の７第１項（第３号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第３号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法

等の一部を改正する法律(令和６年法律第８号)附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第78条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

２　改正後の西予市税条例第51条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第２項の納期限が到来する法人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第３条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の西予市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和６年３月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和６年法律第４号)第１条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第４項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和２年法律第43号)の施行の日から令和６年３月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第６号

専決処分第６号の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年５月17日提出

西予市長　　管　家　一　夫

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため専決処分したものである。

専決第６号

西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例の制定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第１項の規定により専決処分する。

令和６年３月31日

西予市長　管　家　一　夫

西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西予市国民健康保険税条例(平成16年西予市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第１項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第２号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第３号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(適用区分)

２　この条例による改正後の西予市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第５６号

周木地域づくり活動センター改修工事請負契約について

周木地域づくり活動センター改修工事請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第２条の規定により議会の議決を求める。

令和６年５月17日提出

西予市長　管　家　一　夫

記

１　契約の対象　　周木地域づくり活動センター改修工事
２　契約の方法　　事前審査型一般競争入札
３　契約の金額　　２０１，５２０，０００円
　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
　　１８，３２０，０００円
４　契約の相手方　愛媛県西予市宇和町久枝甲1389番地
　　株式会社　下元工務店
　　代表取締役　下元　和明

提案理由

周木地域づくり活動センター改修工事について、工事請負契約を締結しようとするものである。

議案第５６号　参考資料

工　事　概　要　書

１．工 事 名　　周木地域づくり活動センター改修工事

２．工事場所　　西予市三瓶町周木

３．工事概要　　RC造３階建て校舎A=2,022㎡　用途変更改修工事　一式

用　　途　公民館

構　　造　鉄筋コンクリート造

階　　数　３階建て

延床面積　2,022㎡

用途変更面積　1,341.30㎡(校舎１～２階部分)

４．仮契約日　　令和６年５月８日

５．工　　期　　契約締結日の翌日から令和７年２月28日まで

議案第５７号

令　和　６　年　度

西　予　市　一　般　会　計　補　正　予　算　（　第　１　号　）

１　一般会計補正予算総則

２　歳入歳出予算補正

３　補正予算に関する説明書

（１）歳入歳出補正予算事項別明細書

議案第５７号

令和６年度　西予市一般会計補正予算（第１号）

令和６年度西予市一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　４３９，３２４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　２９，９０９，３２４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年５月17日　提出

西予市長　　管　家　一　夫

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 市税		3,196,001	△131,000	3,065,001
	1 市民税	1,328,953	△131,000	1,197,953
9 地方特例交付金		20,287	131,000	151,287
	1 地方特例交付金	20,287	131,000	151,287
14 国庫支出金		2,814,158	429,165	3,243,323
	2 国庫補助金	1,012,930	429,165	1,442,095
18 繰入金		2,421,005	10,159	2,431,164
	2 基金繰入金	2,421,005	10,159	2,431,164
歳入合計		29,470,000	439,324	29,909,324

歳　出

（単位:千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総　　務　　費		3,268,682	356,991	3,625,673
	1 総　務　管　理　費	1,944,400	7,286	1,951,686
	2 徴　　税　　費	170,518	349,705	520,223
3 民　　生　　費		8,086,757	79,460	8,166,217
	1 社　会　福　祉　費	5,276,508	79,460	5,355,968
10 教　　育　　費		2,079,671	2,873	2,082,544
	6 文　化　振　興　費	292,480	2,873	295,353
歳　　出　　合　　計		29,470,000	439,324	29,909,324

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総　　括

(歳　　入)

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	3,196,001	△131,000	3,065,001
9 地方特例交付金	20,287	131,000	151,287
14 国庫支出金	2,814,158	429,165	3,243,323
18 繰入金	2,421,005	10,159	2,431,164
歳入合計	29,470,000	439,324	29,909,324

（歳　　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,268,682	356,991	3,625,673	349,705		7,286	
3 民生費	8,086,757	79,460	8,166,217	79,460			
10 教育費	2,079,671	2,873	2,082,544			2,873	
歳出合計	29,470,000	439,324	29,909,324	429,165		10,159	

2　歳　入

（単位：千円）

(款)　1 市税　　(項)　1 市民税

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1個人	1,181,169	△131,000	1,050,169	1現年課税分	△131,000	所得割
計	1,328,953	△131,000	1,197,953			

(款)　9 地方特例交付金　　(項)　1 地方特例交付金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1地方特例交付金	20,287	131,000	151,287	1地方特例交付金	131,000	地方特例交付金
計	20,287	131,000	151,287			

(款)　14 国庫支出金　　(項)　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
8総務費国庫補助金	51,558	429,165	480,723	1総務管理費国庫補助金	429,165	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）
計	1,012,930	429,165	1,442,095			

(款)　18 繰入金　　(項)　2 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
34公共施設整備基金繰入金	212,300	10,159	222,459	1公共施設整備基金繰入金	10,159	公共施設整備基金繰入金
計	2,421,005	10,159	2,431,164			

3　歳出

(款)　2 総務費　　(項)　1 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		事業概要
				特定財源	一般財源	区分	金額	
21地域づくり活動センター費	426,394	7,286	433,680	7,286 （内訳） 繰入金 7,286		14工事請負費 工事請負費（市単分）	7,286 7,286	高川地域づくり活動センター管理運営事業 5,764 魚成地域づくり活動センター管理運営事業 1,522
計	1,944,400	7,286	1,951,686	7,286				

(款)　2 総務費　　(項)　2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		事業概要
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3定額減税調整給付事業費	0	349,705	349,705	349,705 （内訳） 国庫支出金 349,705		1報酬 非常勤職員報酬 3職員手当等 期末手当 勤勉手当 4共済費 職員共済組合負担金 社会保険料 8旅費 費用弁償 10需用費 消耗品費 印刷製本費 11役務費 通信運搬費 12委託料 情報関係委託料 システム改修委託料	2,152 2,152 1,339 742 597 633 261 372 114 114 809 341 468 2,870 2,870 1,650 1,650 1,650	定額減税調整給付事業 345,467 会計年度任用職員給与費（定額減税調整給付事業） 4,238

（款） 2 総務費　　（項） 2 徴税費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		事業概要
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						13 使用料及び賃借料	138	
						使用料	138	
						18 負担金補助及び交付金	340,000	
						補助金	340,000	
						定額減税調整給付金	340,000	
計	170,518	349,705	520,223	349,705				

（款） 3 民生費　　（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		事業概要
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	535,643	79,460	615,103	79,460		1 報酬	285	低所得者支援給付金支給事業　79,096
				（内訳）		非常勤職員報酬	285	会計年度任用職員給与費（低所得者支援給付金支給事業）　364
				国庫支出金		4 共済費	54	
				79,460		職員共済組合負担金	22	
						社会保険料	32	
						8 旅費	25	
						費用弁償	25	
						10 需用費	334	
						消耗品費	168	
						印刷製本費	166	
						11 役務費	413	
						通信運搬費	413	
						12 委託料	825	
						情報関係委託料	825	
						システム改修委託料	825	
						13 使用料及び賃借料	24	
						使用料	24	

（款） 3 民生費　　（項） 1 社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		事業概要
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18 負担金補助及び交付金	77,500	
						補助金	77,500	
						低所得者支援補助金（こども加算）	7,500	
						低所得者支援補助金（住民税均等割のみ課税化世帯）	35,000	
						低所得者支援補助金（住民税非課税化世帯）	35,000	
計	5,276,508	79,460	5,355,968	79,460				

（款） 10 教育費　　（項） 6 文化振興費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		事業概要
				特定財源	一般財源	区分	金額	
8歴史民俗施設運営管理費	3,348	2,873	6,221	2,873 （内訳） 繰入金 2,873		14 工事請負費	2,873	城川歴史民俗資料館管理運営事業
						工事請負費（市単分）	2,873	2,873
計	292,480	2,873	295,353	2,873				

令和６年第１回西予市議会臨時会

令和６年度

補正予算説明資料

西　予　市

目　　次

1	各会計別予算総括表		……	1
2	一般会計補正予算の概要		……	2
3	一般会計補正予算　款別歳入歳出予算総額		……	4
4	〃	現計予算総額 （款別グラフ）	……	5
5	〃	現計歳出予算総額 （性質別グラフ）	……	6
6	〃	歳出節別集計表	……	7

各会計別予算総括表

（歳　入）　　（歳　出）　　（単位：千円、％）

番号	会計名称	令和５年度当初予算額	令和６年度現計予算額	令和６年度補正第１号	令和６年度合計	令和５年度当初予算額	令和６年度現計予算額	令和６年度補正第１号	令和６年度合計	補正前比較増減率
1	一般会計	28,470,000	29,470,000	439,324	29,909,324	28,470,000	29,470,000	439,324	29,909,324	1.5
2	育英会奨学資金貸付特別会計	18,191	20,458	0	20,458	18,191	20,458	0	20,458	0.0
3	国民健康保険特別会計（事業勘定）	4,947,998	4,667,308	0	4,667,308	4,947,998	4,667,308	0	4,667,308	0.0
4	国民健康保険特別会計（診療施設勘定）	134,543	108,919	0	108,919	134,543	108,919	0	108,919	0.0
5	後期高齢者医療特別会計	731,854	842,839	0	842,839	731,854	842,839	0	842,839	0.0
6	介護保険特別会計	6,084,580	6,119,970	0	6,119,970	6,084,580	6,119,970	0	6,119,970	0.0
特別会計　計（2~6）		11,917,166	11,759,494	0	11,759,494	11,917,166	11,759,494	0	11,759,494	0.0

番号	公営企業会計名称		令和５年度当初予算額	令和６年度現計予算額	令和６年度補正第１号	令和６年度合計	令和５年度当初予算額	令和６年度現計予算額	令和６年度補正第１号	令和６年度合計	補正前比較増減率
7	水道事業会計	収益的収支	704,016	791,497	0	791,497	785,865	776,117	0	776,117	0.0
		資本的収支	195,979	234,302	0	234,302	492,161	510,899	0	510,899	0.0
8	簡易水道事業会計	収益的収支	130,157	131,974	0	131,974	139,495	139,074	0	139,074	0.0
		資本的収支	9,422	9,503	0	9,503	15,985	20,197	0	20,197	0.0
9	下水道事業会計	収益的収支	847,662	885,083	0	885,083	960,167	1,022,522	0	1,022,522	0.0
		資本的収支	371,877	317,044	0	317,044	543,401	467,898	0	467,898	0.0
10	病院事業会計	収益的収支	3,960,982	3,958,130	0	3,958,130	4,595,818	4,639,114	0	4,639,114	0.0
		資本的収支	336,863	319,923	0	319,923	522,680	467,642	0	467,642	0.0
11	野村介護老人保健施設事業会計	収益的収支	622,453	633,766	0	633,766	649,359	667,360	0	667,360	0.0
		資本的収支	82,076	88,206	0	88,206	82,847	94,323	0	94,323	0.0
公営企業会計　計（7~11）		収益的収支	6,265,270	6,400,450	0	6,400,450	7,130,704	7,244,187	0	7,244,187	0.0
		資本的収支	996,217	968,978	0	968,978	1,657,074	1,560,959	0	1,560,959	0.0
全会計　合計			47,648,653	48,598,922	439,324	49,038,246	49,174,944	50,034,640	439,324	50,473,964	0.9
前年度同期予算額			-	48,083,830	214,193	48,298,023	-	49,610,121	214,193	49,824,314	0.4
前年度同期予算額との比較増減額			-	515,092	225,131	740,223	-	424,519	225,131	649,650	–
前年度同期予算額との比較増減率			-	1.1	105.1	1.5	-	0.9	105.1	1.3	–

令和６年度　一般会計補正予算の概要

１　一般会計補正予算（第１号）の特徴

今回の補正予算は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定）」に基づく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関連する事業のほか、令和６年４月17日に発生した豊後水道地震により被災した公共施設のうち、特に緊急を要する施設の修繕に係る経費等を計上しています。

主な事業としては、総務管理費として高川地域づくり活動センター管理運営事業、魚成地域づくり活動センター管理運営事業、徴税費として定額減税調整給付事業、社会福祉費として低所得者支援給付金支給事業、文化振興費として城川歴史民俗資料館管理運営事業を計上しています。

各事業の財源として、国庫支出金のほか、基金繰入金等の調整により収支均衡を図っており、一般会計の歳入歳出予算総額は、439,324千円を増額し、29,909,324千円となります。（昨年同時期の予算額との比較：796,623千円増、2.7%増）

２　一般会計補正予算（第１号）の主な事業

(1)　事務事業ごとの事業内容及び事業費等は次のとおりです。
(2)　事業費等の金額については千円単位です。
(3)　新規の事務事業は、事務事業名に【新規】と表記しています。

事務事業名：**高川地域づくり活動センター管理運営事業**　　**まちづくり推進課**

予算科目		事業内容
2 款	総務費	豊後水道地震により屋根瓦の崩落等の被害が出た当センターにおいて、早急な修繕を要するため工事請負費を計上する。
1 項	総務管理費	
21 目	地域づくり活動センター費	

事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
5,764	0	0	0	5,764	0

事務事業名：**魚成地域づくり活動センター管理運営事業**　　**まちづくり推進課**

予算科目		事業内容
2 款	総務費	豊後水道地震により屋根瓦の崩落等の被害が出た当センターにおいて、早急な修繕を要するため工事請負費を計上する。
1 項	総務管理費	
21 目	地域づくり活動センター費	

事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,522	0	0	0	1,522	0

事務事業名：**定額減税調整給付事業 【新規】**　　**税務課**

予算科目		事業内容
2 款	総務費	物価高騰への支援として実施される定額減税において、定額減税しきれないと見込まれる方に対し差額を給付するため給付金及び事務費等を計上する。
2 項	徴税費	
3 目	定額減税調整給付事業費	

事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
345,467	345,467	0	0	0	0

事務事業名：**低所得者支援給付金支給事業**　　**福祉課**

予算科目		事業内容
3 款	民生費	物価高騰に伴う家計への影響を支援するため、住民税非課税化及び均等割のみ課税化世帯へ10万円、子育て世帯に対し子一人当たり５万円の加算金を支給するため補助金及び事務費等を計上する。
1 項	社会福祉費	
1 目	社会福祉総務費	

事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
79,096	79,096	0	0	0	0

事務事業名：**城川歴史民俗資料館管理運営事業**　　**経済振興課**

予算科目		事業内容
10 款	教育費	豊後水道地震により屋根瓦の崩落等の被害が出た当資料館において、早急な修繕を要するため工事請負費を計上する。
6 項	文化振興費	
8 目	歴史民俗施設運営管理費	

事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2,873	0	0	0	2,873	0

一般会計補正予算　款別歳入歳出予算総額

（単位：千円、％）

歳　入

款		令和５年度 当初予算額	構成 比率	令和６年度 現計予算額	構成 比率	補正第１号 補正額	補正後 累　計	構成 比率
1	市税	3,243,953	11.4%	3,196,001	10.8%	▲ 131,000	3,065,001	10.3%
2	地方譲与税	337,966	1.2%	384,544	1.3%	0	384,544	1.3%
3	利子割交付金	2,627	0.0%	1,516	0.0%	0	1,516	0.0%
4	配当割交付金	18,726	0.1%	22,412	0.1%	0	22,412	0.1%
5	株式等譲渡所得割交付金	13,647	0.0%	14,766	0.1%	0	14,766	0.0%
6	法人事業税交付金	63,401	0.2%	73,255	0.2%	0	73,255	0.2%
7	地方消費税交付金	895,508	3.1%	913,196	3.1%	0	913,196	3.1%
8	環境性能割交付金	17,577	0.1%	26,089	0.1%	0	26,089	0.1%
9	地方特例交付金	17,781	0.1%	20,287	0.1%	131,000	151,287	0.5%
10	地方交付税	12,350,000	43.4%	12,200,000	41.4%	0	12,200,000	40.8%
11	交通安全対策特別交付金	3,979	0.0%	3,752	0.0%	0	3,752	0.0%
12	分担金及び負担金	127,810	0.4%	105,210	0.4%	0	105,210	0.4%
13	使用料及び手数料	319,770	1.1%	301,470	1.0%	0	301,470	1.0%
14	国庫支出金	2,799,866	9.8%	2,814,158	9.5%	429,165	3,243,323	10.8%
15	県支出金	1,829,545	6.4%	2,090,875	7.1%	0	2,090,875	7.0%
16	財産収入	65,541	0.2%	83,863	0.3%	0	83,863	0.3%
17	寄附金	508,964	1.8%	723,144	2.5%	0	723,144	2.4%
18	繰入金	2,265,073	8.0%	2,421,005	8.2%	10,159	2,431,164	8.1%
19	繰越金	304,600	1.1%	304,600	1.0%	0	304,600	1.0%
20	諸収入	274,666	1.0%	282,857	1.0%	0	282,857	0.9%
21	市債	3,009,000	10.6%	3,487,000	11.8%	0	3,487,000	11.7%
合　計		28,470,000	100.0%	29,470,000	100.0%	439,324	29,909,324	100.0%

歳　出

款		令和５年度 当初予算額	構成 比率	令和６年度 現計予算額	構成比率	補正第１号 補正額	補正後 累計	構成 比率
1	議会費	178,723	0.6%	179,039	0.6%	0	179,039	0.6%
2	総務費	3,734,586	13.1%	3,268,682	11.1%	356,991	3,625,673	12.1%
3	民生費	7,657,305	26.9%	8,086,757	27.5%	79,460	8,166,217	27.3%
4	衛生費	2,351,265	8.3%	2,442,185	8.3%	0	2,442,185	8.2%
5	労働費	17,518	0.1%	18,908	0.1%	0	18,908	0.1%
6	農林水産業費	2,427,700	8.5%	2,390,568	8.1%	0	2,390,568	8.0%
7	商工費	854,716	3.0%	1,007,319	3.4%	0	1,007,319	3.3%
8	土木費	2,186,957	7.7%	2,322,484	7.9%	0	2,322,484	7.8%
9	消防費	1,730,333	6.1%	2,577,647	8.7%	0	2,577,647	8.6%
10	教育費	2,064,066	7.2%	2,079,671	7.1%	2,873	2,082,544	7.0%
11	災害復旧費	182,784	0.6%	10,288	0.0%	0	10,288	0.0%
12	公債費	4,421,415	15.5%	4,185,961	14.2%	0	4,185,961	14.0%
13	諸支出金	612,632	2.2%	865,491	2.9%	0	865,491	2.9%
14	予備費	50,000	0.2%	35,000	0.1%	0	35,000	0.1%
合　計		28,470,000	100.0%	29,470,000	100.0%	439,324	29,909,324	100.0%

一般会計補正予算　現計予算総額（款別グラフ）

歳入（第１号補正後）　総額　２９，９０９，３２４千円

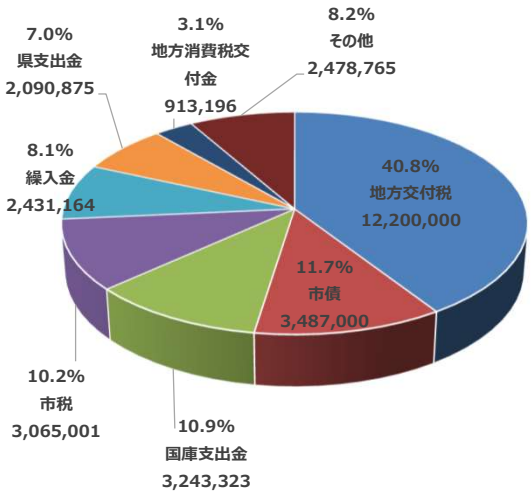

歳出（第１号補正後）　総額　２９，９０９，３２４千円

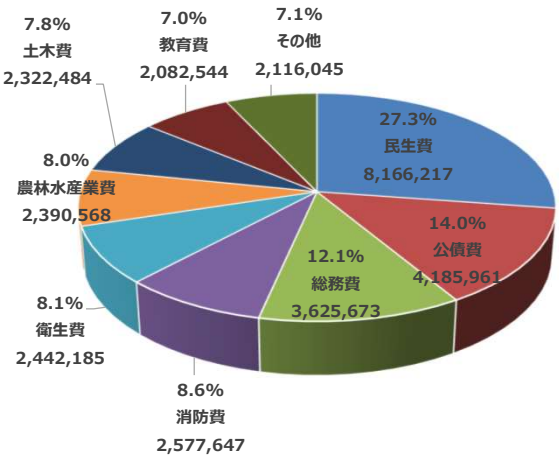

歳入

単位：千円、％

款名称	現計予算額	補正第１号	補正後予算額	構成比	前年度同期予算額	前年度同期増減額	前年度同期増減率
地方交付税	12,200,000	0	12,200,000	40.8%	12,350,000	▲ 150,000	▲1.2%
市債	3,487,000	0	3,487,000	11.7%	3,009,000	478,000	15.9%
国庫支出金	2,814,158	429,165	3,243,323	10.9%	3,390,213	▲ 146,890	▲4.3%
市税	3,196,001	▲ 131,000	3,065,001	10.2%	3,243,953	▲ 178,952	▲5.5%
繰入金	2,421,005	10,159	2,431,164	8.1%	2,317,427	113,737	4.9%
県支出金	2,090,875	0	2,090,875	7.0%	1,829,545	261,330	14.3%
地方消費税交付金	913,196	0	913,196	3.1%	895,508	17,688	2.0%
その他	2,347,765	131,000	2,478,765	8.2%	2,077,055	401,710	19.3%
合計	29,470,000	439,324	29,909,324	100.0%	29,112,701	796,623	2.7%

寄附金	723,144	0	723,144	2.4%	508,964	214,180	42.1%
地方譲与税	384,544	0	384,544	1.3%	337,966	46,578	13.8%
繰越金	304,600	0	304,600	1.0%	304,600	0	0.0%
使用料及び手数料	301,470	0	301,470	1.0%	319,770	▲ 18,300	▲5.7%
諸収入	282,857	0	282,857	0.9%	274,666	8,191	3.0%
地方特例交付金	20,287	131,000	151,287	0.5%	17,781	133,506	750.8%
分担金及び負担金	105,210	0	105,210	0.4%	127,810	▲ 22,600	▲17.7%
財産収入	83,863	0	83,863	0.3%	65,541	18,322	28.0%
法人事業税交付金	73,255	0	73,255	0.2%	63,401	9,854	15.5%
環境性能割交付金	26,089	0	26,089	0.1%	17,577	8,512	48.4%
配当割交付金	22,412	0	22,412	0.1%	18,726	3,686	19.7%
株式等譲渡所得割交付金	14,766	0	14,766	0.0%	13,647	1,119	8.2%
交通安全対策特別交付金	3,752	0	3,752	0.0%	3,979	▲ 227	▲5.7%
利子割交付金	1,516	0	1,516	0.0%	2,627	▲ 1,111	▲42.3%
その他合計	2,347,765	131,000	2,478,765	8.2%	2,077,055	401,710	19.3%

歳出

単位：千円、％

款名称	現計予算額	補正第１号	補正後予算額	構成比	前年度同期予算額	前年度同期増減額	前年度同期増減率
民生費	8,086,757	79,460	8,166,217	27.3%	7,916,962	249,255	3.1%
公債費	4,185,961	0	4,185,961	14.0%	4,421,415	▲ 235,454	▲5.3%
総務費	3,268,682	356,991	3,625,673	12.1%	3,734,586	▲ 108,913	▲2.9%
消防費	2,577,647	0	2,577,647	8.6%	1,730,333	847,314	49.0%
衛生費	2,442,185	0	2,442,185	8.1%	2,526,836	▲ 84,651	▲3.4%
農林水産業費	2,390,568	0	2,390,568	8.0%	2,487,617	▲ 97,049	▲3.9%
土木費	2,322,484	0	2,322,484	7.8%	2,186,957	135,527	6.2%
教育費	2,079,671	2,873	2,082,544	7.0%	2,064,066	18,478	0.9%
その他	2,116,045	0	2,116,045	7.1%	2,043,929	72,116	3.5%
合計	29,470,000	439,324	29,909,324	100.0%	29,112,701	796,623	2.7%

商工費	1,007,319	0	1,007,319	3.4%	1,002,272	5,047	0.5%
諸支出金	865,491	0	865,491	2.9%	612,632	252,859	41.3%
議会費	179,039	0	179,039	0.6%	178,723	316	0.2%
予備費	35,000	0	35,000	0.1%	50,000	▲ 15,000	▲30.0%
労働費	18,908	0	18,908	0.1%	17,518	1,390	7.9%
災害復旧費	10,288	0	10,288	0.0%	182,784	▲ 172,496	▲94.4%
その他合計	2,116,045	0	2,116,045	7.1%	2,043,929	72,116	3.5%

一般会計補正予算　現計歳出予算総額（性質別グラフ）

歳出（第１号補正後）　総額　２９，９０９，３２４千円

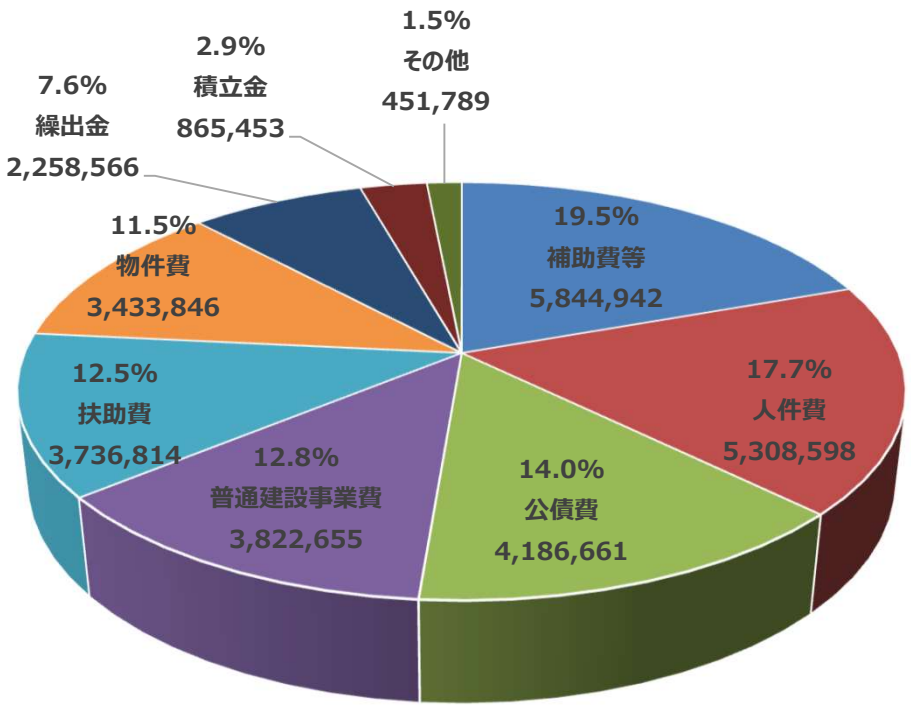

歳出

単位：千円、％

性質名称	現計予算額	補正第１号	補正後予算額	構成比	前年度同期予算額	前年度同期増減額	前年度同期増減率
補助費等	5,427,442	417,500	5,844,942	19.5%	4,718,576	1,126,366	23.9%
人件費	5,304,135	4,463	5,308,598	17.7%	5,198,981	109,617	2.1%
公債費	4,186,661	0	4,186,661	14.0%	4,421,415	▲ 234,754	▲5.3%
普通建設事業費	3,812,496	10,159	3,822,655	12.8%	3,826,284	▲ 3,629	▲0.1%
扶助費	3,736,814	0	3,736,814	12.5%	3,676,362	60,452	1.6%
物件費	3,426,644	7,202	3,433,846	11.5%	3,699,002	▲ 265,156	▲7.2%
繰出金	2,258,566	0	2,258,566	7.6%	2,294,834	▲ 36,268	▲1.6%
積立金	865,453	0	865,453	2.9%	612,591	252,862	41.3%
その他	451,789	0	451,789	1.5%	664,656	▲ 212,867	▲32.0%
合計	29,470,000	439,324	29,909,324	100.0%	29,112,701	796,623	2.7%

その他の内訳	451,789	0	451,789	1.5%	664,656	▲ 212,867	▲32.0%
投資及び出資金	168,359	0	168,359	0.6%	208,542	▲ 40,183	▲19.3%
維持補修費	127,368	0	127,368	0.4%	113,880	13,488	11.8%
貸付金	110,774	0	110,774	0.4%	109,450	1,324	1.2%
予備費	35,000	0	35,000	0.1%	50,000	▲ 15,000	▲30.0%
災害復旧費	10,288	0	10,288	0.0%	182,784	▲ 172,496	▲94.4%

一般会計補正予算　歳出節別集計表

単位：千円

						補正第１号		
	節	令和５年度 当初予算額	構成比率	令和６年度 現計予算額	構成比率	補正額	補正後累計	構成比率
1	報酬	721,180	2.5%	711,842	2.4%	2,437	714,279	2.4%
2	給料	2,044,932	7.2%	2,025,170	6.9%	0	2,025,170	6.8%
3	職員手当等	1,664,817	5.8%	1,792,041	6.1%	1,339	1,793,380	6.0%
4	共済費	841,274	3.0%	848,546	2.9%	687	849,233	2.8%
5	災害補償費	0	0.0%	600	0.0%	0	600	0.0%
6	報償費	317,132	1.1%	370,647	1.2%	0	370,647	1.2%
7	旅費	83,487	0.3%	77,612	0.2%	139	77,751	0.2%
8	交際費	3,459	0.0%	3,335	0.0%	0	3,335	0.0%
9	需用費	678,598	2.4%	696,591	2.4%	1,143	697,734	2.3%
10	役務費	158,890	0.6%	164,600	0.6%	3,283	167,883	0.6%
11	委託料	2,401,433	8.4%	2,322,386	7.9%	2,475	2,324,861	7.8%
12	使用料及び賃借料	466,031	1.6%	429,666	1.5%	162	429,828	1.4%
13	工事請負費	3,292,800	11.6%	3,260,113	11.1%	10,159	3,270,272	11.0%
14	原材料費	6,126	0.0%	5,406	0.0%	0	5,406	0.0%
15	公有財産購入費	57,465	0.2%	7,501	0.0%	0	7,501	0.0%
16	備品購入費	69,048	0.2%	206,311	0.7%	0	206,311	0.7%
17	負担金補助及び交付金	7,076,475	24.9%	8,175,799	27.7%	417,500	8,593,299	28.8%
18	扶助費	1,290,545	4.5%	1,295,835	4.4%	0	1,295,835	4.3%
19	貸付金	109,450	0.4%	110,774	0.4%	0	110,774	0.4%
20	補償補てん及び賠償金	214,068	0.8%	52,149	0.2%	0	52,149	0.2%
21	償還金利子及び割引料	4,432,288	15.6%	4,196,761	14.2%	0	4,196,761	14.0%
22	投資及び出資金	208,542	0.7%	168,359	0.6%	0	168,359	0.6%
23	積立金	612,591	2.2%	865,453	2.9%	0	865,453	2.9%
24	寄附金	3,420	0.0%	3,510	0.0%	0	3,510	0.0%
25	公課費	4,278	0.0%	3,719	0.0%	0	3,719	0.0%
26	繰出金	1,661,671	5.8%	1,640,274	5.6%	0	1,640,274	5.5%
27	予備費	50,000	0.2%	35,000	0.1%	0	35,000	0.1%
	合計	28,470,000	100.0%	29,470,000	100.0%	439,324	29,909,324	100.0%